省　令

○農林水産省令第八号

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十九条第二項の規定に基づき、農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月三日

農林水産大臣　吉川　貴盛

農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（存続中央会の解散等の届出） **第二百三十七条**　存続中央会（平成二十七年改正法附則第十条に規定する存続中央会をいう。第二百四十一条第二項第四号ロにおいて同じ。）は、平成二十七年改正法附則第十一条の規定による届出をしようとするときは、届出書に解散を決議した総会の議事録及び解散の登記に係る登記事項証明書を添付して農林水産大臣に提出しなければならない。 ２　（略） （存続都道府県中央会の組織変更の認可申請） **第二百三十九条**　存続都道府県中央会（平成二十七年改正法附則第十二条に規定する存続都道府県中央会をいう。）は、平成二十七年改正法附則第十四条第一項の規定による認可を申請しようとするときは、組織変更計画及び事業計画並びに監査事業（平成二十七年改正法附則第十三条第六項に規定する監査事業をいう。第二百四十一条第一項及び第二項第四号において同じ。）を行う場合にあっては平成二十七年改正法附則第十三条第六項の監査規程を農林水産大臣に提出しなければならない。 （監査事業に従事する者の資格） **第二百四十一条**　平成二十七年改正法附則第十九条第二項の農林水産省令で定める資格は、農業協同組合監査士（監査事業の適切な実施に必要な学識及び実務に関する知見を有すると認める者として農林水産大臣が指定する者が次の各号のいずれにも該当する者として農業協同組合監査士名簿に記載した者をいう。）であることとする。 一　当該農林水産大臣が指定する者が実施する監査事業に関する試験に合格すること。 二　前号の試験に合格した後、当該農林水産大臣が指定する者が実施する監査事業に関する実務についての研修を修了すること。 三　組合の監査に関する事務その他組合の業務及び会計に関する事務に従事した経験を有すること。 ２　前項の場合において、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める者とみなす。 一　旧農業協同組合監査士（平成二十七年改正法第一条の規定による改正前の法（以下「旧農協法」という。）第七十三条の三十八第一項の規定により置かれていた農業協同組合監査士をいう。第四号イにおいて同じ。）に選任されていた者　前項各号のいずれにも該当する者 二　公認会計士　前項第一号及び第三号に該当する者 三　次の各号のいずれかに該当する者　前項第一号に該当する者 イ　平成二十七年改正法施行前に全国農業協同組合中央会が行う資格試験に合格した者 ロ　存続全国中央会（平成二十七年改正法附則第二十一条に規定する存続全国中央会をいう。次号ロにおいて同じ。）が行う資格試験に合格した者 四　次の各号のいずれかに該当する者　前項第二号に該当する者 イ　平成二十七年改正法施行前に全国農業協同組合中央会が行う資格試験に合格した後、旧農業協同組合監査士となるのに必要な技能を修習するため、農業協同組合中央会において、旧農協法第七十三条の三十八第一項の規定により置かれていた農業協同組合監査士（以下「旧農業協同組合監査士」という。）であることとする。 一　存続全国中央会（平成二十七年改正法附則第二十一条に規定する存続全国中央会をいう。第五項及び第六項において同じ。）が行う資格試験（次号において「農業協同組合監査士試験」という。）に合格すること。 二　農業協同組合監査士試験に合格した後、監査事業に従事する者となるのに必要な技能を修習するため、存続中央会若しくは組織変更後農業協同組合連合会における平成二十七年改正法第一条の規定による改正前の法（以下「旧農協法」という。）第七十三条の二十二第一項第二号の事業を担当する部課若しくは監査事業を担当する部課（次号において「監査担当部課」という。）又は公認会計士若しくは監査法人における組合の監査を担当する部課に一年以上在籍し、組合の監査事業の実務についての補習を受けたこと。 三　次のいずれかの事務に二年以上従事したこと。 イ　存続中央会の旧農協法第七十三条の二十二第一項第二号の事業を担当する部課における旧農業協同組合監査士（旧農協法第七十三条の三十八第一項の規定により置かれていた農業協同組合監査士をいう。以下この条において同じ。）の同号の事業に関する補助若しくは組織変更後農業協同組合連合会の監査担当部課における農業協同組合監査士の監査事業に関する補助又は公認会計士若しくは監査法人における組合の監査に関する補助の事務（前号に規定する期間と重複する期間を除く。） ロ　存続中央会の旧農協法第七十三条の二十二第一項第二号の事業を担当する部課以外の部課における組合の経営の指導に関する事務又は組織変更後農業協同組合連合会の監査担当部課以外の部課における組合の経営に関する相談に応ずる事務	